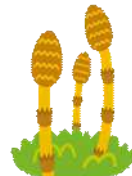


浜長保険センター安全だより

令和 2 年 3 月 1 8 日
 浜長保険センター 第 40 号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



新型コロナウイルスの感染が世界各国、日本各地に広がり脅威を感じており、早期に沈静化することを祈っています。手洗い、うがいの励行、マスク着用で防衛しましょう。沈丁花の香りうるわしい春暖の候、お健やかに過ごしのことと存じます。



自転車は手軽で便利な交通手段として、子どもから高齢者まで幅広く活用されています。しかし、交通ルールやマナー違反の低下により、自転車と歩行者等との交通事故が増加しています。自転車は車両の仲間であり、交通ルールが適用されます。交通ルールを理解・実践し、より安全快適な交通社会を目指しましょう。

問 自転車運転講習制度とは、どんな制度か？

答 平成 27 年 6 月 1 日から行われている自転車の運転による違反者に講習を受けさせる制度です。

問 自転車に対する新たな取締りとなる交通ルールはあるのか？

答 自転車に対する交通ルールは、従来どおりです。新たに加わったのは、講習制度です。

講習制度の対象年齢は、14 歳以上です。

問 どのようなときに、講習を受けることになるのか？

答 3 年以内に対象となる交通違反をして違反切符による取締り、又は交通事故を 2 回以上繰り返した場合に自転車運転講習を受講することになります。

問 講習は、何時間か、無料か？

答 講習時間は 3 時間、受講料 5,700 円です。

問 その講習を受講しなかった場合、どうなるのか？

答 5 万円以下の罰金になります。

問 対象となる交通違反は、どんな違反か？

答 対象違反は 14 項目です。



自転車乗用中に信号無視等の危険な行為(14類型)で
3年以内に
 違反切符による取締り または 交通事故 を
2回以上繰り返して行った場合
※都内だけの取締り等に限りません。

↓
公安委員会の受講命令

1 信号無視	5 路側帯の歩行者妨害	9 環状交差点での安全進行義務違反等	13 酒酔い運転
2 通行禁止	6 遮断踏切立入り等	10 一時停止違反	14 安全運転義務違反 ・傘さし運転 ・携帯電話・スマホ使用 など「ながら運転」
3 歩行者専用道路での徐行違反	7 交差点での優先通行者妨害等	11 歩道での歩行者妨害	
4 通行区分違反	8 交差点の右折車妨害	12 制動装置(ブレーキ)不良自転車	

問 自転車の取締りは、青切符(交通反則通告制度)により、反則金を支払えば良いのか？

答 自転車の違反は、青切符制度の対象外であり、自転車の違反は、全て赤切符となります。

問 赤切符になれば、どうなるのか？

答 全て刑事上の責任を問われることとなります。

警察から検察庁に送致され、大半が略式起訴(罰金)となります。また、罰金など有罪になりますと前科がつくこととなります。

自転車は、車の仲間、交通ルールを守って安全運転に努めましょう！

- 1 一時停止の標識(止まれ)では、一時停止しましょう。2 夜は前照灯を点灯しましょう。
- 3 一方通行路では、「自転車は除く」という補助標識がない場合は、逆走すると違反になります。

